

後期高齢者医療制度の保険料

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。納付方法は、年金受給額などによって異なりますのでご注意ください。

保険料の納付方法

① 4月の年金から天引きされている方

すでに仮徴収（4月・6月・8月の年金からの天引き）されている方は、決定した保険料から仮徴収を差し引いた残額を、10月から2月に支給される年金から天引きさせていただきます。

※納付済みの保険料が、決定した保険料額を上回る場合は、後日通知のうえ、差額をお返しします。

② 年金から天引きされない方

年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替により納付していただきます。納期数は、国民健康保険税や介護保険料と同じ8回（7月から翌年の2月まで）となります。

③ 10月の年金から天引きされる方

平成22年10月1日から平成23年4月1日までの間に八街市に転入された方や75歳になられた方（②は除く）などは、7月から9月までは納付書で納付していただき、10月の年金から天引きを開始させていただきます。

※複数の年金を受給している方は、国民年金（老齢基礎年金）を優先し、1つの年金から天引きしますので、優先順位が2番目以降の年金が基準額以上でも保険料が天引きされない場合があります。

② 後期高齢者医療制度に加入する直前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減されます。

③ 所得割を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。（年金収入で153万円以上211万円以下の方）

後期高齢者医療制度限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

市県民税非課税世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方が入院した場合、病院窓口で支払う入院時の医療費負担額と食事が軽減される認定証交付申請を受け付けています。

平成23年7月31日までの有効期限の認定証をお持ちの方で、更新時に該当する方には、認定証を郵送しますので申請する必要はありません。

※未申告世帯には、認定証を発行できません。

※自己負担限度額は、世帯の所得状況により異なります。

保険料算定の基礎

- 均等割額 37,400円
- 所得割率 7・29%
- 保険料の上限額 50万円

保険料の納付方法の変更

すでに、特別徴収（年金天引き）をされている方も、申し出ることによって口座振替による納付を選択できます。

保険料軽減措置

平成23年度の保険料軽減措置は下表のとおりです。

「保険料額決定通知書」に軽減額等が記載されていますので、ご確認ください。

① 後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が軽減判定以下の世帯は、均等割が軽減されます。

① 後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が軽減判定以下の世帯は、均等割が軽減されます。

後期高齢者医療制度保険料軽減一覧表

軽減率	軽減額	所得判定基準（世帯内の被保険者および世帯主の合計金額）
9割	33,660円	被保険者の全員が年金収入で80万円以下の世帯（その他の所得がない）
8.5割	26,180円	所得額が33万円以下の世帯
5割	18,700円	所得額が33万円＋世帯主を除く被保険者数×24.5万円以下の世帯
2割	7,480円	所得額が33万円＋被保険者数×35万円以下の世帯

入されている方には、新しい被保険者証を7月下旬に特定記録郵便で郵送しますが、届かない場合は国保年金課までご連絡ください。

新しい被保険者証（藍色）は、有効期限が平成24年7月31日までとなります。詳しくは、市役所国保年金課 ☎ 443-1139 へ。

八街北中学校・八街南中学校のプールを開放します

開放期間 7月21日～8月31日（天候などにより休場する場合があります）

休場日（点検日）
八街北中学校 7月25日（月）・8月1日（月）
八街南中学校 8月1日（月）・15日（月）

振興課（スポーツプラザ内）で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます。

また、7月21日（木）以降はそれぞれのプールでも同意書を配布します。

入場料 無料

申込方法 開放日当日にそれぞれのプールで受け付けます。

※次の方は入場できません

- ・酒気を帯びた方
- ・感染のおそれがある方
- ・疾病にかかっている方
- ・ペット連れの方

※開放期間中の問い合わせ先

利用時間
午前 午前10時～正午
午後A 午後1時～3時
午後B 午後3時～5時

対象 各区分とも50人以内
市内在住の方

未就学児はおむつが取れていることと保護者と一緒にの入水が必要。

小学生は保護者の付き添いおよび同意書が必要。

中学生・高校生は保護者の同意書が必要。

※同意書（プールカード）は7月2日（土）からスポーツ

八街北中学校プール ☎ 090-6498-8561

八街南中学校プール ☎ 090-6030-6291

詳しくは、市教育委員会スポーツ振興課 ☎ 443-1465 へ。

東日本大震災により

被害を受けられた方へ

大震災により住宅や家財などに被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。

そのほか、源泉所得税の

徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。

詳しくは、成田税務署 ☎ 0476-28-5151 へ。